

畜産農家の皆さまへ

# 「家畜排せつ物管理方法等実態調査」 へのご協力のお願い

## どのような調査なの？

本調査は統計法に基づく一般統計調査です。全国の畜産農家を調査対象とし、家畜排せつ物の処理方法及び利用の実態を明らかにすることを目的としています。

畜産農家の皆様におかれましては、御多忙中、誠に恐縮ではございますが、調査の趣旨を御理解いただき、本統計調査へのご協力をお願い申し上げます。

## 回答方法や期限は？

オンライン回答

同封の調査票または右の QR コードを読み取って開くオンラインフォームにより、令和6年11月29日(金)までにご回答をお願いします。ご回答に際しては「令和6年8月1日」現在の状況をご回答ください。



## 調査結果の公表について

本調査結果は農林水産省のHPにて令和7年10月頃に公表予定です。

## 調査結果の活用について

畜産農家の皆さまから頂くデータは、地球温暖化対策を目的とした国際条約（気候変動枠組条約）に基づき国連に報告が必要な調査の基礎データとして活用されるほか、家畜排せつ物の更なる有効利用の推進を目的として活用されます。なお、個人名などの個人情報が公表されることはありませんので、ご安心ください。

## 調査内容は保護されます

畜産農家の皆さまから頂く調査内容は、統計法に基づき保護され、農林水産省が適切に管理します。また、統計を作成するための目的以外に使用してはならないと定められています。詳しくは裏面をご参照ください。

調査によって知り得た情報の管理には万全を期してまいりますので、ありのままをお答えいただきますよう重ねてお願い申し上げます。



政府統計

～ご提供いただく調査内容の取扱いについて～

(目的)

- ご提供頂くデータ（以下、「提供データ」という。）は、気候変動枠組条約に義務付けられている、温室効果ガスインベントリ報告（以下、「インベントリ報告」という。）の作成のための日本の温室効果ガス排出量の算定の基礎データとして利用します。
- 提供データに個人の情報が判別できないようにする加工等（分析、編集、統合、統計処理等）を行って派生データを作成します。派生データは、インベントリ報告に加え、その他家畜排せつ物の更なる有効利用の推進など畜産環境行政をよりの確に推進する取組に活用します。

(秘密の保護)

- 行政機関等が実施する統計調査は、統計法の法令規定に基づいて実施され、その情報の保護についても、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」ではなく「統計法」が適用されることとなっています。（統計法第五十二条）。
- 統計調査に従事する人（国・地方公共団体の職員、統計調査員等）には、調査上知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならない守秘義務が課されており、違反した場合には、罰則が課せられます。（統計法第四十一条、第五十七条第一項第二号）
- 統計を作成するために集められた調査票情報を統計調査の目的以外の目的のために利用又は提供してはならないと定められています。（統計法第四十条）
- 記入して頂いた調査票は、統計関係職員以外の目には触れられないよう厳重に管理され、統計作成後は一定期間保管された後、溶解処理等を施して処分されます。

【調査票の提出先・調査に関する問合せ先】

兵庫県農林水産部畜産課

担当：増野

TEL：078-362-3453 / FAX：078-362-3632

【オンライン回答フォームに関する問合せ先】

「お問い合わせフォーム」の

『回答方法についてのご質問・お問い合わせはこちら』

からお問い合わせをお願いいたします。

